

その他（８）

「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の策定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 4 月 22 日  
新潟県教育委員会教育長  
稲 荷 善 之

## 「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の策定について

### 1 概要

「新潟県原子力災害広域避難計画」の一部として、「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」を策定し、原子力災害対策重点区域に所在する学校が、原子力災害時に児童生徒の安全を確保し、避難するための計画（「危機管理マニュアル」）の作成を支援するもの。（平成31年3月29日策定）

### 2 内容

#### (1) 原子力災害対応の基本的な考え方

（手引きの対象となる校種、原子力災害対策重点区域、防護措置の実施基準 等）

#### (2) 原子力災害に対応するための事前の準備

- ・学校原子力防災委員会の設置
- ・学校原子力災害対策本部の整備
- ・緊急時連絡先一覧の作成

#### (3) 原子力災害発生時の対応

- ・各市町村の避難計画等を踏まえ、災害時の対応を整理。

例：＜屋内退避準備指示等が発せられたとき＞

○学校は休校

○登校している児童生徒は、保護者への引渡し等により、安全に帰宅させる。

＜避難指示が発せられたとき＞

○市町村が手配したバス等で避難経由所に移動 など

- ・児童生徒への保護者への引き渡し

→あらかじめ作成する「緊急時引き渡しカード」により、保護者に児童生徒を引き渡す。

#### (4) 原子力災害における心のケア

→教職員は、保護者等と連携し、子どもたちの心のケアにあたる。

#### (5) 避難訓練の計画的実施等

→災害発生時に的確に対応できるよう、新潟県防災教育プログラム等を活用した防災教育を行うとともに、計画的に避難訓練を実施する。

#### (6) (参考) 放射線に関する基礎知識

#### (7) 様式例